

認定コミュニティ活動状況資料

浜須賀地区まちのちから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～6
委員名簿	7

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	8～13
当該年度の活動計画書及び収支予算	14～16
特定事業の概要	17
(広報紙「浜須賀まちのちから」発行事業)	
特定事業実施報告書	18～20
(広報紙「浜須賀まちのちから」発行事業)	
特定事業の概要	21
(地域乳幼児サポート事業)	
特定事業実施報告書	22～23
(地域乳幼児サポート事業)	

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

浜須賀地区には、浜須賀地区自治会連合会に12の単位自治会があり、自助・共助の組織として、地域住民相互の連帯感、自治意識の向上を図っています。そして、自治会以外の団体も地域課題に専門的に取り組み、地域の中で年間を通して様々な地域活動を行っています。

一方で、急速な少子高齢化や核家族化、それに伴い生活スタイルも多様化してきており、個々の団体だけでは解決できない様々な問題があり、地域の課題はその地域が一体となって解決していかなければいけない必要性が生じてきています。

浜須賀地区においても、地域で起きている身近な問題を地域住民自身の力で解決したいという気運が高まり、浜須賀地区自治会連合会は茅ヶ崎市が提案する新たな地域コミュニティのモデル地区として参画することとしました。そこで、地域活動の拠点施設を管理運営する浜須賀会館管理運営委員会とともに浜須賀地区まちのちから協議会設立準備会を組織し、地域の様々な活動話し合い、地域の絆づくりを進め、できるだけ多くの住民が地域のまちづくりに関わりを持っていただくことを目的として、各種団体や地域住民が参画し協議をする場である新たな地域のコミュニティ「浜須賀地区まちのちから協議会」を設立することとしました。

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R 5年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第1条に市長が告示する浜須賀地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図10」と規約第1条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「浜須賀地区に属する各単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり12自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・別紙名簿のとおりいくつかの自治会で会長の変更はあるものの、申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）（3）（4）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ（2）に、地域福祉全般に関する地域団体の代表として規定されており、①浜須賀地区社会福祉協議会、②浜須賀地区民生委員児童委員協議会が参加している。 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ（3）にスポーツ・健康に関する地域団体の代表として規定されており、浜須賀地区体育振興会が参加している。 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ（4）に、青少年育成に関する地域団体の代表として規定されており、①浜須賀小学校区青少年育成推進協議会、②緑が浜小学校区青少年育成推進協議会、③浜須賀小学校PTA、④浜須賀中学校保護者会のほか、準委員として浜須賀小学校、緑が浜小学校、浜須賀中学校の3校が参加している。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第6条（2）（3）（4）」に該当する団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（11）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第10条、第23条～第26条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。 ※ 昨年度実施された各事業においてはいずれも参加条件を設けず、誰もが参加できる事業としたほか、目安箱により住民意見の聴取に努めた。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。 ※ 協議会に関する様々な情報を積極的に発信するため、広報紙を年2回発行し、組織の透明性を高めるよう努めた。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に主たる事務所の所在地、第3条に目的、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

浜須賀地区まちのちから協議会規約

(名称及び組織)

第1条 この会は、浜須賀地区まちのちから協議会（以下「協議会」という。）と称し、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に規定する市長が告示する浜須賀地区（以下「浜須賀地区」という。）の市民及び地区内で活動する各種団体で組織する。

(所在地)

第2条 協議会の所在地は、浜須賀会館（所在地：茅ヶ崎市松が丘二丁目8番63号）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域における課題解決のため、住みよい地域社会の構築を目指し、浜須賀地区の市民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浜須賀地区の市民及び各種団体の共通の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (2) 浜須賀地区の各種団体の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (3) 浜須賀地区の市民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成し、委員の数は30名以内とする。

- (1) 浜須賀地区に属する単位自治会の代表者
 - (2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表
 - (3) スポーツ・健康に関する地域団体の代表
 - (4) 青少年育成に関する地域団体の代表
 - (5) 防犯・安全に関する地域団体の代表
 - (6) 防災に関する地域団体の代表
 - (7) 生活環境に関する地域団体の代表
 - (8) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表
 - (9) 地域住民の交流・絆づくりの場を管理運営する地域団体の代表
 - (10) 協議会が推薦する者
 - (11) 公募により認められた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 「公募により認められた者」にあたる委員の任期は、2期までとする。
- 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第6条 本会に準委員を置く。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

3 役員手当は、別に定める。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、協議会の事務を総括し、協議会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐するとともに協議会の業務を分担する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。

(3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。

(4) 監事は、次の職務を行う

ア 協議会の会計の状況を監査すること

イ 会長、副会長及び会計の業務執行の状況を監査すること。

ウ 前各号により不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求することができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会にあたっては委員のうち、運営委員会にあたっては委員及び準委員（以下「委員等」という）のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第1項第4号ウの規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算に関すること。

- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 委員等の選任及び解任に関すること。
- (4) 役員の選任及び解任に関すること。
- (5) 規約の制定及び改正に関すること。
- (6) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第16条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 役員会には、役員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第18条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項
- (2) 総会及び運営委員会において議決された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項
- (3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は、委員等をもって構成する。

- 2 運営委員会の議長は、会長が就く。
- 3 運営委員会には、委員等以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び役員会に付議すべき事項
- (2) 各部会が協議した事業に関する事項
- (3) 各部会間及び各種団体間の連絡調整
- (4) 各部会員の選任に関する事項
- (5) 総会及び役員会において議決された事項の執行に関する事項
- (6) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (7) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項
- (8) その他、委員等から提案された事項

(運営委員会の議事録)

第 2 2 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員等の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員等も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人 2 名以上の署名押印をしなければならない。

（部会の構成）

第 2 3 条 委員等の他、運営委員会が選任した部会員で構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会の議長は、部会長が就く。

（部会長及び副部会長の任期）

第 2 4 条 部会長及び副部会長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（部会の招集）

第 2 5 条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

（部会の協議事項）

第 2 6 条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、役員会に報告する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

（事務局）

第 2 7 条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、浜須賀地区の市民から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置くことができる。

（事務局の所掌事務）

第 2 8 条 事務局は、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議の議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

（事業及び会計年度）

第 2 9 条 協議会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日とする。

（経費）

第 3 0 条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

（住民等からの意見等の取り扱い）

第 3 1 条 会議でだされた意見等のほか、浜須賀地区の市民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第 3 2 条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成 2 5 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 6 年 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 6 年 4 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 8 年 3 月 2 9 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 2 9 日から施行する。

令和5年度浜須賀地区まちのちから協議会名簿

現在

役職	役職・人数	氏 名	住 所	備考
名誉顧問		青木 三郎		
【自治会長】 規約第5条1項1号	12			
松浜自治会会長	監事	佐藤 徳治		
三が丘自治会会長		千葉 智之		★
浜須賀自治会会長		細川 知嗣		
菱沼海岸緑自治会会長		斎藤 かなえ		★
菱沼海岸自治会会長	副会長 防災部会長	久木田 寛素		
菱沼南部自治会会長	副会長 自治会長会代表	松浦 之生		
平和町自治会会長		金子 芳郎		
松涛会自治会会長		小林 真幸		
翠松会自治会会長		吉澤 悠貴		★
松が丘ハイツ自治会会長		穴戸 俊一		★
オーベル茅ヶ崎 ラチエン通り自治会会長		飯島 秀章		★
浜須賀住宅自治会会長		高梨 純子		★
【地域団体】 規約第5条1項2～9号	14			
浜須賀地区社会福祉協議会会長		大門 則夫		
浜須賀地区民生委員児童委員 協議会会長		安倍 澄子		★
浜須賀地区体育振興会会長		福室 好夫		★
浜須賀小学校区青少年育成 推進協議会会長 4号		安藤 桐子		
緑が浜小学校区青少年育成 推進協議会会長 4号		梅木 千恵子		
浜須賀中学校学年代表者会 4号		土方 英里名		★
浜須賀小学校PTA会長 4号		伊藤 季美		
環境指導員代表 7号	環境部会長	横田 慎也		★
浜須賀地区防犯指導員代表 5号	会長 防犯部会長	朝倉 哲男		
浜須賀会館管理運営委員会 9号		清水 孝		
まちのちから協議会推薦委員 10号	会計	角田 英子		
まちのちから協議会推薦委員 10号	監事	織岡 美法子		
まちのちから協議会公募委員		大森 伸弥		★
まちのちから協議会公募委員		松村 浩		★
【準委員】 規約第6条	4			
浜須賀中学校		一星 光利		
浜須賀小学校		青柳 和富		
緑が浜小学校		菅野 康一		
地域包括支援センター「あさひ」		彦坂 昌利		

1 会議等の実施について

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年4月15日	役員会	(1) 定期総会議案の確認 (2) 行政からの連絡事項 (3) 諸団体からの分担金について
4月29日	総会	(1) 令和4年度事業報告について (2) 令和4年度収支決算について (3) 監査報告 (4) 役員の選任について（案） (5) 令和5年度事業計画について（案） (6) 令和5年度収支予算について（案）
5月13日	役員会	(1) 市民のつどいについて (2) 組織整備について (3) 防災部会事業について (4) 諸団体の分担金 (5) 当面の日程
5月27日	運営委員会	(1) 市民のつどいについて (2) 組織整備について (3) 防災訓練（防災フェア）について (4) 地域福祉課との情報交換 (5) 諸団体の分担金について
6月17日	役員会	(1) 市民のつどいについて (2) 組織整備について (3) 防災部会事業について (4) 諸団体の分担金
7月15日	役員会	(1) 市民のつどいについて (2) 定例会開催可否について (3) 防災部会事業について (4) 市まちぢから協議会連絡事項について
9月17日	役員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会報告 (2) 防災訓練（防災フェア）について (3) 広報紙第22号について (4) その他
9月23日	運営委員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会報告 (2) 各部会及び関係団体報告 (3) 広報紙第22号について
10月14日	役員会	(1) 行政伝達事項について (2) 防災訓練（防災フェア）について (3) 広報紙第23号の発行について

		(4) 浜須賀会館まつりについて
11月8日	役員会	(1) 行政伝達事項について (2) 監事の選任について (3) 広報紙第23号の発行について
11月11日	運営委員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会報告 (2) 監事の選任について (3) 市民のつどいについて (4) 各部会及び関係団体報告
12月16日	役員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会報告 (2) 防災訓練（防災フェア）の振り返り (3) 広報紙第23号編集について (4) 新年の集いと浜須賀会館40周年記念祝賀会
令和6年1月27日	運営委員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会報告 (2) 各部会及び関係団体報告
2月17日	役員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 広報紙第23号について (4) 子どもの居場所づくりについて
3月16日	役員会	(1) 浜須賀地区次年度年間行事について（案） (2) 見守りハンドブックについて (3) 防災部会報告 (4) 防犯ネットワーク会議について (5) 市まちぢから協議会連絡会報告
3月23日	運営委員会	(1) 定期総会について (2) 浜須賀地区次年度年間行事について（案） (3) 見守りハンドブックについて (4) 各部会及び関係団体報告 (5) 市まちぢから協議会連絡会報告

(2) 自治会長会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和6年1月27日	第1回 自治会長会議	避難行動要支援者支援制度に関する説明

(3) 防災部会

実施日	会議の名称	主な内容等
4月19日	第1回 防災会議	R5年度の進め方について
5月17日	第2回 防災会議	DIG 訓練の準備
7月12日	第3回 防災会議	HAG 訓練の準備
9月12日	第4回 防災会議	防災訓練（防災フェア）の準備
10月11日	第5回 防災会議	防災訓練（防災フェア）の最終チェック、事前講習
12月20日	第6回 防災会議	防災訓練（防災フェア）の反省

令和6年1月17日	第7回 防災会議	6年度の進め方について
2月21日	第8回 防災会議	能登半島地震現地報告、6年度の進め方について
3月20日	第9回 防災会議	厚木総合センター研修について

(4) 広報編集会議

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年 7月13日	第1回 広報編集会議	広報紙第22号の紙面構成を検討
8月29日	第2回 広報編集会議	広報紙第22号の初稿と初稿戻し
9月 4日	第3回 広報編集会議	広報紙第22号の第2稿(9/13校了)
11月14日	第4回 広報編集会議	広報紙第23号の紙面構成と作成スケジュール調整
12月19日	第5回 広報編集会議	広報紙第23号の初回校正と初稿戻し
令和6年 1月12日	第6回 広報編集会議	広報紙第23号の第2稿(1/15校了)

成果物：広報紙 第22号（令和5年10月1日発行。4頁、5,500部作成 全戸配布）

広報紙 第23号（令和6年 2月1日発行。4頁、5,500部作製 全戸配布）

2 事業の実施

実施日	事業の名称	主な内容等
通年（月1回開催）	すこやか赤ちゃんサポート	乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援事業
11月18日	防災訓練（防災フェア）	実技訓練、体験イベント、炊き出し訓練

(1) すこやか赤ちゃんサポート

概要 浜須賀地区内の乳幼児とその保護者を対象とした支援事業。毎月第三木曜日の9時30分より120分程度、子育ての悩みや楽しみを共有する場を設け、乳幼児の健全な成長と保護者の悩みの解消を目的とし、地域住民同士の顔の見える関係づくりに取り組んだ。

参加者 525人

その他 広報や回覧にて事業の案内とあわせて随時参加の呼びかけを行った。

実施日	事業内容	参加人数	備考
4月20日	読み聞かせ絵本：心ってどこにあるだろう 赤ちゃん手遊び：あたま・かた・ひざぼん 制作：5月の子どもの日に向けて兜づくり	赤ちゃん 11名 母親 10名 スタッフ 10名	初めての参加者が2名4人。 大きな和紙で赤ちゃんの頭にかぶれる 大きさの兜作りです。
5月18日	読み聞かせ絵本：すべりだい 赤ちゃん手遊び：ぐちょきばーで何作ろう 新聞切り抜き：「大好きじゃない」4歳の娘の話 制作：おもちゃ作り（ガラガラ） 保健師：溶連菌に気を付ける・水分補給	赤ちゃん 10名 母親 9名 スタッフ 11名 地域福祉課 1名	R1を飲んで良く洗いガラガラのおもちゃ作りをする。 暑く湿度も高く蒸し暑いので、コロナ感染は5類になったが換気に気を付ける話をする。
6月15日	乳幼児健康相談日だが来館者少ない。 読み聞かせ絵本：10びきかえるの七夕 赤ちゃん手遊び：七夕、きらきら星 制作：7月に向けて七夕づくり （笹の切り出し一人分の大きさ）	赤ちゃん 6名 母親 6名 父親 1名 スタッフ 12名	熱中症に注意し水分補給や日焼け防止など助言した。 食中毒に気を付けるようにと栄養士さんからのお話。初参加アメリカ人パパ。

7月20日	読み聞かせ絵本：とまとさん 赤ちゃん手遊び：あたまかたひざぼん ミックスジュース・やおやのおみせ 制作：風鈴作り	赤ちゃん 15名 母親 13名 スタッフ 9名	離乳食の話、卵はなるべく早い時期から食べさせて良い。暑さしのぎに浜館など利用する図書室利用もすると良い。
8月17日	読み聞かせ絵本：ひまわりさん 赤ちゃん手遊び：きゅりができた・あたまひざぼん・そうめんつるつる ヨガ講師：産後ケアヨガ体操	赤ちゃん 16名 母親 12名 スタッフ 8名	暑い中参加者が多かった。 産後のお母さん方は産後ケアのヨガを大変喜んで参加した。 飲み物を用意し帰宅前に補給。
9月21日	乳幼児健康相談：生後2ヵ月の初参加者が多く参加。 読み聞かせ絵本：金のおのぎんのおの 赤ちゃん手遊び：あたまかたひざぼん 制作：敬老の日のための作品	赤ちゃん 23名 母親 26名 スタッフ 7名	乳幼児健診もあったので新生児の親子が多く参加。新しい親子に声掛けをする。敬老の日に合わせ一人ひとりの写真を貼り、メッセージを書いて仕上げる。
10月12日	読み聞かせ絵本：バスはっしゃします 赤ちゃん手遊び：トン～おいしいあき ミックスジュース・あたまかたひざぼん あなたのおなまえなんですかのうた 制作：ハロインカップ作り	赤ちゃん 14名 母親 14名 スタッフ 11名	気温20度・湿度40%一気に気温変化、体調管理の話をする。 藤井壮太8冠制覇の話。 住所の近いお母さん同士を紹介して仲良くできるよう配慮する
11月16日	読み聞かせ絵本：やきいもやきいも 手遊び：やおやのお店にあるもの 制作：クリスマスツリー作り 素適なペストリーが出来大満足	赤ちゃん 24名 母親 24名 スタッフ 10名	子どもから離れて、制作に一瞬でも没頭できるよう配慮し、日常の煩わしさから解放できるよう配慮する。日の出日の入りの話。ガザ地区の話。
12月21日	乳幼児健康相談同時開催 読み聞かせ絵本：100にんのさんたさん 手遊び：とんとん～サンタさん 制作：お正月飾り	赤ちゃん 22名 母親 20名 スタッフ 13名	プチクリスマスパーティー開催 プチカップケーキにホイップで飾り、飲み物サービス。クリスマスの歌。今年の10大ニュースで盛り上がりました。
1月18日	読み聞かせ絵本：ももたろう 赤ちゃん手遊び：大きくなったら何になる 新聞切り抜き：あではなく、おは肯定的 制作：カスターネットおもちゃ作り ペットボトルの蓋と牛乳パック利用	赤ちゃん 18名 母親 16名 スタッフ 13名	赤ちゃんのおもちゃ作りを楽しみ、我が子の成長を喜ぶ機会にする。 朝倉会長：赤ちゃんサポートにきて良い子に育てましょう。
2月15日	読み聞かせ絵本：ぺったんことふっくらこ 赤ちゃん手遊び：ぐうちょキパーで何作ろ 制作：ひな祭り人形作り 乳児の子育てで大切なことに話	赤ちゃん 12名 母親 14名 スタッフ 11名 保健師 2名	乳幼児子育てで大切な事のはなし。保健師から手洗い、良く寝て食べることが大切との話。難しい折り紙をよく頑張っ完成。
3月21日	読み聞かせ絵本：じはんきくん 赤ちゃん手遊び：おべんとうばこ・ぐうちょキパーで何作ろ 新聞の切り抜きより：入園1年経つと 制作：歌詞カード作り・写真カード	赤ちゃん 30名 母親 27名 スタッフ 16名	一年間歌った手あそび歌の歌詞カード作り。集合写真を撮って素敵なカード作り。 仲良しのお母さん達で盛り上がり復職すると友と惜しむ。

(2) 広報「浜須賀まちのちから」発行事業

地域住民に「当事者として地域のことを考えてもらう」ためのきっかけづくりとして、まちのちから協議会の活動紹介や、浜須賀地区のさまざまな情報を掲載した広報紙を発行し情報発信を行った。令和5年度には第22号及び第23号を発行した。23号からはタイトルデザインを変え、若い世代の目にとまりやすいものにした。

収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	886,402	768,902	運営費等助成金 250,000 特定事業助成金①(広報紙発行事業) 260,402 特定事業助成金②(赤ちゃんサポート事業) 196,000 地区防災訓練補助金 62,500
繰入金	0	75,250	各自治会防災訓練参加費 23,300 各自治会分担金 51,950
その他	0	8	利息
繰越金	305,435	305,435	前年度からの繰越金
合 計	1,191,837	1,149,595	

支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	市補助充当額	内 訳
運営費				
事務消耗品費	7,000	6,566	6,566	マジック、メモリーカード6,566
会議費	20,000	37,431	3,174	会議資料コピー代等3,174、お茶代34,257
役員手当	40,000	40,000	40,000	会長、副会長2名、会計へ各10,000
事業費	150,000	56,100	56,100	見守りハンドブック印刷代56,100
負担金	33,000	25,000	25,000	まちぢから協議会連絡会等25,000
その他	245,435	10,000		弔慰金10,000
市への返還金	0	119,160		
小計	495,435	294,257	130,840	
特定事業費①(広報)				
委託料	260,402	237,402	237,402	印刷委託(仕分け作業含む) 年間11,000部 第22号=5,500部(全戸配布)A3・4頁 第23号=5,500部(全戸配布)A3・4頁 (税込118,701円)
市への返還金	0	23,000	0	
小計	260,402	260,402	237,402	
特定事業費②(赤ちゃん)				
事業費	196,000	101,000	101,000	・サポーター活動費:99,000(サポーター1人1回参加ごとに1,000) ・ヨガ講師代:2,000
		80,633	80,633	・事業費 61,964(紙類、文房具、玩具等) ・飲食費 12,522(熱中症対策、イベント用) ・事務費 6,147(印刷代等)
市への返還金	0	14,367	0	
小計	196,000	196,000	181,633	
防災訓練事業費				
事務消耗品費	240,000	83,453	62,500	豚汁機材、チラシ印刷、コピー、雑巾、ハサミ等 うち20,953円は分担金
小計	240,000	83,453		
繰越金	0	315,483		
合 計	1,191,837	1,149,595		

上記のとおり、報告します。

会長

朝倉哲男

会計

角田英子

収支決算書、預金通帳等を監査しましたところ、適正なものと認めます。

令和6年4月11日

監事

金子若郎

監事

織岡美法子

令和6年度事業計画

【浜須賀地区まちのちから協議会について】

浜須賀地区は、他地区と比べると住宅用地の割合が高く、昔から住む地域住民が多いことから、自治会加入率 84.8%（市全体 72.48%※R5）と市内において最も高い地域である。

本協議会は、他地区に先駆けてモデル地区として設立し、名称も唯一の「まちのちから」協議会として取組を進めている。

構成として、12の自治会と各種団体、推薦委員・公募委員の26名により構成され、準委員として地区内の小中学校及び地域包括支援センターを加え、地域全体で情報共有を図りながら取り組んでいる。

1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく事務

（1）条例に基づく各種提出書類の作成事務

（2）認定コミュニティ助成金（運営費等助成金、特定事業助成金）の交付申請に関する事務

2 広報・情報発信の強化

住民に「浜須賀地区の一員である」という当事者意識を醸成させるとともに、組織の透明性や、活動の民主性を高めるため、協議会の活動紹介や取り組み状況など、浜須賀地区に関するさまざまな情報発信を行う。

（1）広報「浜須賀まちのちから」発行事業 年2回発行 フルカラー版

第24号 9／1（全戸配布。5,500部）A3、4頁

第25号 2／1（全戸配布。5,500部）A3、4頁

※広報編集委員（若干名）＝ 会長、副会長、会計、自治会長会代表、環境部会長、防災部会長

※発行については、状況によって変更となる可能性があります。

（2）ホームページ関連

茅ヶ崎市まちのちから協議会連絡会が開設するホームページ内に、浜須賀地区まちのちから協議会として、これまで発行してきた広報紙を掲載するなど、内容の充実に努める。

3 視察研修の実施

実施日時 未定

4 市民集会の開催

実施日時 7月13日（土）予定

備考 目安箱による地域課題に関する意見募集の実施を予定していますが、状況によって変更の可能性があります。

5 地区防災訓練の実施

実施時期 11月16日(土) 予定

小中学校における防災資器材の設置に関する訓練を、人数を限定して検討。実施体制や詳細な内容は協議のうえ進めていく。

6 すこやか赤ちゃんサポート事業

絵本の開き読み、各種制作、健康づくり事業など、乳幼児とその保護者を対象とした支援事業を実施(年に12回実施。1回あたり120分間)。子育ての悩みや楽しみなどを共有する場を設けることにより乳幼児の健やかな成長と保護者の悩みの解消、地域内の支え合いを通じた住民同士の顔の見える関係づくり、子育て中の保護者の孤独予防、地域活動における担い手の発掘などに取り組む。

事業内容

- ・絵本の開き読み ・手遊び ・お話しタイム ・健康アドバイス ・ボールプール・おもちゃ
- ・制作(かぶと、アルバム、手形、七夕飾り、クリスマスツリー、メッセージ、お雛様など)
- ・健康づくり関連(エアコン予防、乾燥予防、汗予防対策、インフルエンザ予防、離乳食について、水分の与え方についてなど)

7 自治会長会

浜須賀地区内の12の自治会長で構成されている。自治会長同士の親睦を図り、情報交換をしながら地域住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくりに取り組む。

実施時期 適宜

8 環境部会

地域内における環境美化に関する取り組みを推進していくため、環境指導員により構成する組織を設置し、協議や意見交換などの取り組みを行う。

具体的な実施時期及び実施体制については、新型コロナウイルス感染拡大状況をみて検討する。

実施時期 適宜

9 防災部会

地域防災力の向上を目的として、各自治会の防災リーダーにより構成される組織を設置し、防災活動に関する意見交換及び防災対策に関する協議を行う。

実施時期 適宜

10 防犯部会

浜須賀地区の防犯について適宜協議、研究、行動に移し、本地区で生活するすべての市民のより良い生活の一助となるよう取り組む。

実施時期 適宜

令和6年度 浜須賀地区まちのちから協議会収支予算

収入の部

(単位：円)

項 目	予算額	内 訳
補助金	886,402	運営費等助成金 250,000円 特定事業助成金①（広報紙発行事業） 260,402円 特定事業助成金②（赤ちゃんサポート事業） 196,000円 地区防災訓練補助金 180,000円
繰入金	75,000	各自治会防災訓練参加費 23,000円 各自治会分担金 52,000円
繰越金	315,483	前年度からの繰越金 315,483円
合 計	1,276,885	

支出の部

(単位：円)

項 目	予算額	内 訳
運営費	事務消耗品費 7,000	事務用品
	会議費 40,000	コピー、印刷、郵送料、お茶代
	役員手当 40,000	会長、副会長、会計
	事業費 150,000	視察研修、市民集会
	負担金 33,000	まちちから協議会連絡会等
小計	270,000	
特定事業費①（広報）	委託料 260,402	印刷委託（仕分け作業含む） 年間11,000部 第24号＝5,500部（回覧）A3・4頁 （税込118,701円） 第25号＝5,500部（回覧）A3・4頁 （税込118,701円） 予備費 （23,000円）
	小計	260,402
特定事業費②（赤ちゃん）	報償費 120,000	サポーター活動費 事業12回×10人×1,000円
	物品費 76,000	・事業費 5,000円／月（12か月分＝60,000円） ・衛生費 3,000円 ・事務費 3,000円 ・予備費 10,000円
小計	196,000	
防災訓練事業費	事業費 240,000	・防災訓練に必要な消耗品及び資機材の整備 ・自己負担金 60,000円
	小計	240,000
予備費	310,483	
合 計	1,276,885	

特定事業の概要（浜須賀地区・広報「浜須賀まちのちから」発行事業）

まちづくりにおいて住民の参加を促すには、まずは協議会活動に興味をもってもらうことが重要であり、まちのちから協議会をはじめとする様々な地域活動を知ってもらう必要があるため、広報活動に積極的に取り組むこととした。

多角的な視点での紙面づくりを行うため、地区自治会連合会、浜須賀会館管理運営委員のほか、地区社会福祉協議会、各学区の青少年育成推進協議会、地区体育振興会協議会、地区民生委員児童委員協議会を加えた広報編集会議を設置し、令和6年3月までに全23号発行している。

令和5年度は、より親しみやすい広報紙となるよう、表紙のデザインを写真メインのデザイン性の高いものに一新し、これにより若い世代にも興味を持ってもらえる広報紙になった。

（１）事業の概要

◆事業概要

住民に「当事者として地域のことを考えてもらう」ためのきっかけづくりとして、浜須賀地区まちのちから協議会の活動紹介や、浜須賀地区の様々な情報を掲載した広報紙を発行し情報発信を行う。

◆事業の内容

- ・令和5年度発行日及び発行部数

第22号＝令和5年10月1日（全戸配布） 5,500部

第23号＝令和6年 2月1日（全戸配布） 5,500部

- ・体裁

A3で4頁（文字の大きさは市広報ちがさきを参考）

※両面フルカラーで発行

【実施主体】浜須賀地区まちのちから協議会

【企画・編集】広報編集会議

【印刷】委託

【配布・回覧】浜須賀地区の各自治会、浜須賀会館、浜須賀中学校、浜須賀小学校、緑が浜小学校、浜須賀保育園、つつじ学園、地域包括支援センターあさひに配布

（２）事業のねらい

浜須賀地区まちのちから協議会を中心として、様々な情報を継続的に発信することで、少しでも地域活動に興味をもってくれる人が増え、最終的には本協議会が浜須賀地区のまちづくりにおける中心的な役割を担っていく上で極めて重要となる「担い手の発掘」につながっていくことを期待している。

（３）令和5年度実績

例年通り、本紙作成にあたっては広報編集会議を組織し、校正作業、スケジュール確認等を行った。広報編集委員会のメンバーそれぞれが記事の執筆を担当するほか、今号より学生ボランティアとして中高生が原稿作成や写真撮りを担う場面もあり、他世代間交流や担い手づくりのきっかけとして機能した。

特定事業実施報告書（浜須賀地区・広報「浜須賀まちのちから」発行事業）

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	浜須賀地区まちのちから協議会の活動紹介や、浜須賀地区のさまざまな情報を掲載した広報紙を発行し情報発信を行った。		
	活動期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
	実施体制	広報編集委員会にて企画 印刷仕分け作業を委託	周知方法	
	参加者数	広報発行対象 5,500世帯	実施日	第22号 10月1日発行 第23号 2月1日発行
事業の目的や効果は達成できましたか		浜須賀地区にある各自治会の協力のもと、全戸配布を実施した。また、配布しきれない場合も考慮し、浜須賀地区内にある公共施設へも配架を依頼し、地区内の全住民が手に取ることができる体制に努めました。 また第23号の作成にあたっては、より親しみやすい広報紙となるよう、表紙のデザインを一新し、写真をメインにしたデザイン性の高いものにすることができました。これにより若い世代にも興味を持ってもらえる広報紙になったと思っています。 中身については、第22号で「浜須賀地区まちのちから協議会」の記事を改めて掲載し、本協議会が何をしているところなのか、地域の皆さんにお伝えすることができました。 広報紙を活用した情報発信を継続していくことで、地域活動の必要性を理解してもらい、地域活動の担い手の発掘に繋がっていくと思います。		
事業を計画的に実施することができましたか		編集会議の開催や校正作業、印刷委託、配布等については計画通り実施することができた。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		予定どおり、発行することができ、概ね適正でした。		
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか		広報編集委員会の構成員は、まちのちから協議会役員のほか、地区自治会連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区体育振興会、各学区の青少年育成推進協議会、浜須賀会館管理運営委員会で組織されており、広報紙についてそれぞれの団体で意見や要望の聴取に努めています。 また、本協議会の定例会において、事業の内容、進捗状況をお伝えし、都度アイデア等を求めました。		
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか		今現在活動しているメンバーはみなさんとても活動的であり、編集会議の際にも、レイアウトや文章構成等、あらゆる場面で積極的に発言し、より良い広報紙の発行に尽力してくれました。		

事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	地域の情報を伝えていくこの事業に取り組むことで、既存団体間の交流が活発になり、本地区の地域コミュニティの質が高まっていると認識しています。 また、今号より学生ボランティアとして原稿作成や写真撮りを担ってくれた生徒もあり、地域活動に参加しやすい環境としても機能しました。 今年新たに始めた取り組みが次年度以降も継続していけるよう、皆さんと協力してこれからも本事業に取り組みたいです。
課題と今後の展望について	年二回の発行であり、速報性の部分が課題だと認識しています。この課題を改善していくためにも、今後はホームページについて、本協議会として議論していければと思います。

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	260,402	260,402	認定コミュニティ特定事業助成金
計	260,402	260,402	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
委託料	237,402	237,402	印刷委託（仕分け作業含む） 年間 5, 5 0 0 部×2回 第 2 2 号＝5, 5 0 0 部（全戸配布）A 3・4 頁、 （税込118,701円） 第 2 2 号＝5, 5 0 0 部（全戸配布）A 3・4 頁、 （税込118,701円）
予備費	23,000	0	
市への返還		23,000	
計	260,402	260,402	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来ることが必要です。

特定事業の概要（浜須賀地区・地域乳幼児サポート事業）

浜須賀地区では、市が毎月開催していた乳幼児健康相談が平成24年度より隔月開催となったことに伴い、子育て中の保護者からは、「気軽に集まることができる交流の場」が求められており、浜須賀会館には多くの要望が寄せられていた。

本協議会ではこうした住民ニーズに応えるため、市と協働で企画を練り、平成26年より乳幼児健康相談のサポートを受けながら地域主体で、毎月開催することを決定した。

（１）事業の概要

◆事業概要

浜須賀地区において、乳幼児とその保護者を対象とした支援事業を実施する。（年に12回実施。1回あたり120分間）

◆事業の内容

- ・絵本の開き読み ・手遊び ・お話しタイム ・健康アドバイス ・ボールプール ・おもちゃ
- ・製作関連（かぶと、でんでん太鼓、アルバム、手形、クリスマスツリー、メッセージ、お雛様など）
- ・健康づくり関連（エアコン予防、乾燥予防、汗予防対策、インフルエンザ予防、ノロウィルス予防、離乳食について、水分の与え方についてなど）

※サポートスタッフで打ち合わせを行いながら、その時季によって事業内容を工夫している。

◆その他

地区内における事業協力者（サポートスタッフ）の発掘、育成

【実施主体】浜須賀地区まちのちから協議会

【事業運営】・浜須賀地区まちのちから協議会委員1名

・地区民生委員児童委員協議会より3名

・茅ヶ崎市より保健師1名 ・ボランティア7～9名

（広報や回覧にて、事業の案内とあわせて随時参加を呼びかけている）

（２）事業のねらい

- ・子育ての悩みや楽しみなどを共有する場を設ける乳幼児の健やかな成長と保護者の悩みの解消に寄与する。
 - ・地域内の支え合いを通じた浜須賀地区における住民同士の顔の見える関係づくりにつながる。
 - ・子育て中の保護者の地域の中で孤独予防につながる。
 - ・参加者が、将来的な地域の担い手になる。
 - ・サポートスタッフが多くなることで、地域の担い手の発掘に繋がる。
- （本事業のほか、地域内の様々な活動に目を向けてもらえるようになる）

（３）令和5年度実績

今年度は過去最高の参加者数となっており、子育てに悩む保護者の憩いの場として、また、子育ての悩みや楽しさを共有する場立として、本事業が着実に地域のものとして認知されていると感じ取ることができた。

また、サポートスタッフとして3名の方が新たに加わるなど、地域コミュニティの醸成にも繋がっていることから、次年度以降地域のみで実施していけるよう提案していきたい。

特定事業実施報告書（浜須賀地区・地域乳幼児サポート事業）

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	浜須賀会館大広間にて、乳幼児とその保護者を対象とした各種支援事業（悩み相談、手遊び、読み開き、お話しタイムなど）を実施。 詳細は別紙「令和5年度すこやか赤ちゃんサポート報告」のとおり。		
	活動期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
	実施体制	・浜須賀地区まちのちから協議会委員1名 ・地区民生委員児童委員協議会より3名 ・茅ヶ崎市より保健師2名 ・ボランティア7～9名	周知方法	独自で作成したチラシの自治会回覧や広報「浜須賀まちのちから」を活用し積極的に周知を図った。
	参加者数	合計525人	実施日	別紙「令和5年度すこやか赤ちゃんサポート報告」のとおり
事業の目的や効果は達成できましたか	今年はコロナ後の事業としてどこまで参加者を戻すことができるか不安な面もあったが、最終的には過去最高の参加人数となった。また、参加された保護者からは、とてもリラックスできた等の感想をいただき、事業の目的を十分に達成できた。			
事業を計画的に実施することができましたか	計画通り実施することができた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	概ね予算内で事業を実施できたため、適正であった。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	事業実施にあたり、毎回事業終了後には振り返りと次回の打ち合わせ等を行った。保健師と連携を密に事業実施した。参加者とコミュニケーションを図りながら意見聴取に努めた。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	市が毎月開催していた乳幼児健康相談を補完する事業として、また、参加される保護者やお子さんが、参加してよかったと感じていただけるよう、スタッフ一同楽しみながら活動しました。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	今年度は新たに3名のスタッフが加わり、地域全体へこの活動が広がりをみせていることを実感できました。担い手の発掘や育成は、今後の大きな課題であることから、本事業を通じ引き続き地域の輪を広げていきたい。			
課題と今後の展望について	まずはこの事業が継続していけるよう、安定した事業運営に努めていきたい。 また、そのためには次世代へ運営を引き継ぐ必要もあることから、広報紙等を活用し、引き続き担い手の発掘にも力を入れていきたいと考えています。 事業の中身としては、孤独しがちな育児中の母親の安心できる場所として、地域全体でサポートしていきたい。			

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	196,000	196,000	認定コミュニティ特定事業助成金
返還金			
計	196,000	196,000	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
報償費	120,000	101,000	サポーター活動費（1,000円／回）：99,000円 ヨガ講師料：2,000円
物品費	66,000	68,111	事業費：61,964円（紙類、文房具、玩具、色紙等） 事務費：6,147円（印刷代、クリアケース等）
飲食費		12,522	飲み物代：6,844円（熱中症対策） お菓子代：5,678円（イベントにて活用）
予備費	10,000	0	
市への返還		14,367	
計	196,000	196,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。